

保育短時間認定における就労時間の下限設定について

1 保育の必要性の認定について

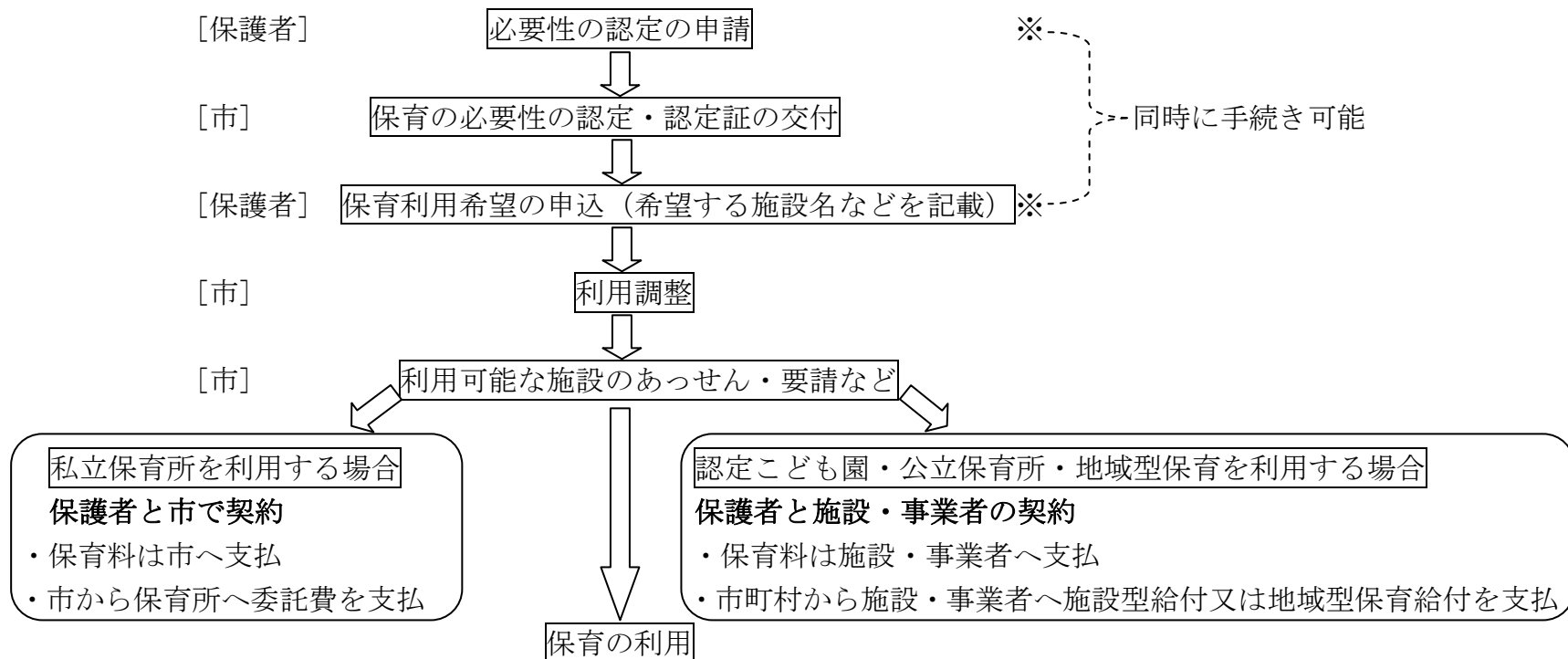
(1) 概要

■子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準にもとづき、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することや子どもの区分を認定し、給付を支給する仕組みになります。

- 【子どもの区分】**
- ・ 1号認定（3～5歳の幼児教育のみ） ⇒ 教育標準時間認定
 - ・ 2号認定（3～5歳の保育の必要性あり） ⇒ 満3歳以上・保育認定
 - ・ 3号認定（0～2歳の保育の必要性あり） ⇒ 満3歳未満・保育認定

■保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について国が基準設定します。

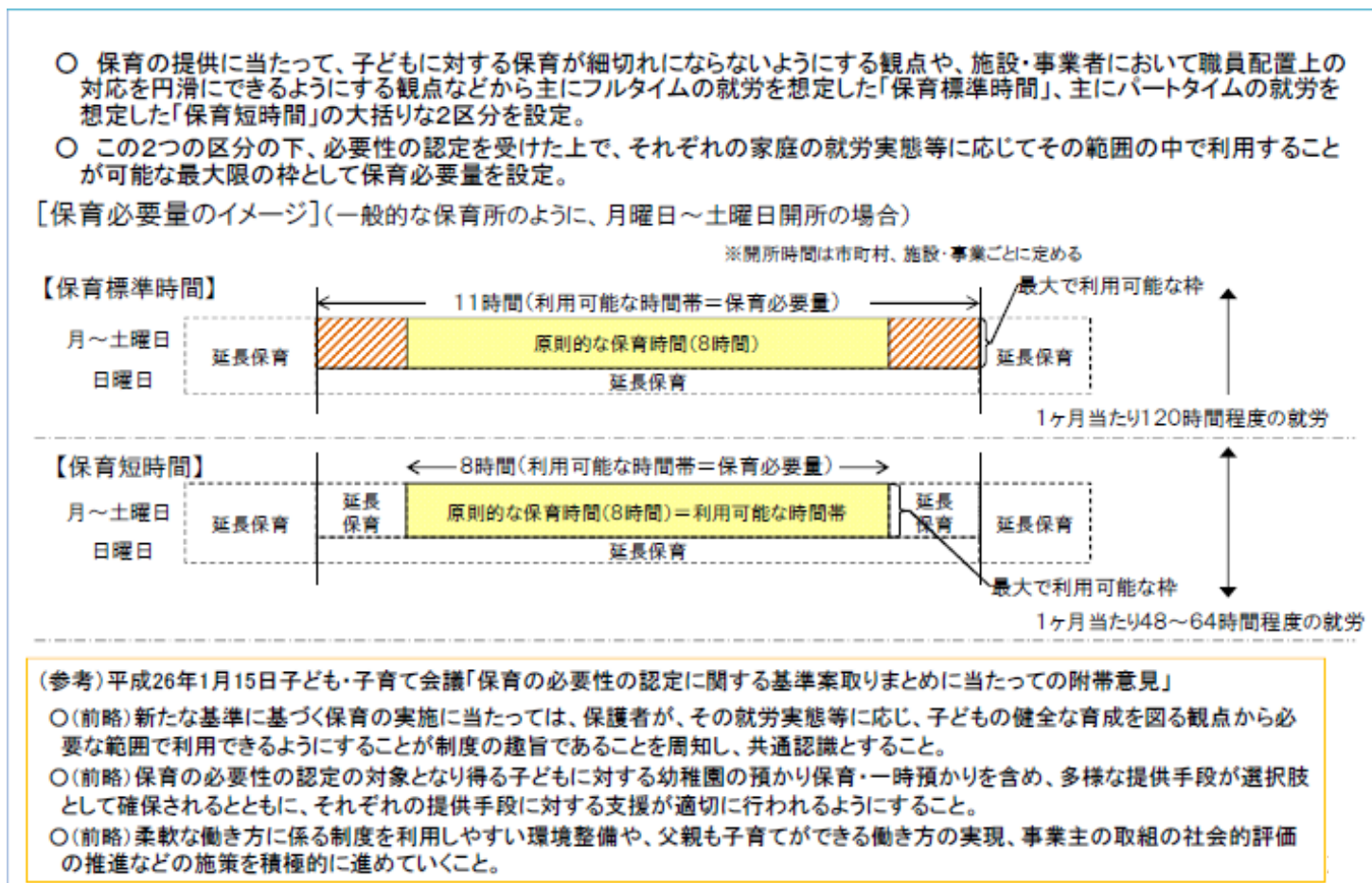
(2) 保育の必要性の認定の流れ



2 保育の必要量の区分について

新制度では、保育の必要性ありと認定された子ども（2号・3号）への保育の提供にあたり、「長時間」（保育標準時間）及び「短時間」（保育短時間）の2区分の保育必要量を設けることになります。

この2つの区分のもと、必要性の認定を受けたうえ、それぞれの家庭の就労状態等に応じて、その範囲のなかで利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定します。



平成26年5月(国)参考資料「子ども・子育て支援新制度について」より抜粋

【保育の必要性の認定に関する国の考え方】

区分		保育標準時間	保育短時間
保育必要量	1日当たり	11時間（開所時間）	8時間
	1ヶ月当たり	平均275時間（最大292時間・最低212時間）	平均200時間（最大212時間）
就労時間の下限		週当たり30時間程度を基本（1ヶ月120時間程度）	1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本
現行制度等との関係		<ul style="list-style-type: none"> ・現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」以外に設定している場合は、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。 ・現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。 	

【近隣市の就労時間の下限】

市町村名	〈現状〉 下限時間	市町村名	〈現状〉 下限時間
鎌ヶ谷市	1日5時間以上、週3日以上（月 <u>60</u> 時間）	習志野市	1日4時間以上、月16日以上（月 <u>64</u> 時間）
船橋市	1日3時間以上、月10日以上（月 <u>30</u> 時間）	松戸市	1日4時間以上、週4日以上（月 <u>64</u> 時間）
千葉市	1日4時間以上、月16日以上（月 <u>64</u> 時間）	浦安市	1日5時間以上、月15日以上（月 <u>75</u> 時間）
柏市	1日4時間以上、月16日以上（月 <u>64</u> 時間）	流山市	1日4時間以上、月16日以上（月 <u>64</u> 時間）
市川市	1日4時間以上、月16日以上（月 <u>64</u> 時間）	白井市	1日4時間以上、月15日以上（月 <u>60</u> 時間）